



2022年9月15日

各位

会社名 アサヒホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 東浦 知哉
(コード番号 5857 東証プライム市場)
問合先責任者 企画部長 長合 邦彦
(TEL 03-6270-1833)

当社関連会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社の持分法適用会社である株式会社フジ医療器(以下、「フジ医療器」)は、ファミリーイナダ株式会社(以下、「ファミリーイナダ」)より、特許権侵害訴訟(以下、「本訴訟」)を大阪地方裁判所に提起されておりましたが、本日、大阪地方裁判所より本訴訟の判決(以下、「本判決」)の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本判決の言渡しがあった裁判所および年月日
 - (1) 裁判所:大阪地方裁判所(事件番号:平成 29 年(ワ)第 07384 号(以下、「案件 1」)、平成 30 年(ワ)第 01391 号(以下、「案件 2」))
 - (2) 判決日:2022年9月15日
2. 本訴訟を提起した当事者
 - (1) 名称:ファミリーイナダ株式会社
 - (2) 所在地:大阪府大阪市淀川区宮原四丁目 2 番 10 号
 - (3) 代表者:代表取締役 稲田 二千武
3. 本訴訟の内容
フジ医療器が製造販売するマッサージチェアに使用されている一部の技術が、ファミリーイナダの特許権を侵害するものとして、ファミリーイナダから製品の差止請求および損害賠償請求を大阪地方裁判所に提起されたものです。
4. 本判決の概要
 - <案件 1>
 - (1) 被告(フジ医療器)は原告(ファミリーイナダ)に対し 27 億 7983 万 1907 円並びに、うち 14 億 7331 万 0911 円に対する平成 29 年 8 月 17 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員と、うち 13 億 0652 万 0996 円に対する令和 3 年 3 月 2 日から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を支払え
 - (2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する
 - (3) 訴訟費用はこれを 2 分し、その 1 を被告、その余を原告の負担とする
 - (4) 1 項に限り仮に執行することができる
 - <案件 2>
 - (1) 被告は被告製品目録記載の各製品を製造販売または販売の申し出をしてはならない
 - (2) 被告は被告製品目録記載の各製品を廃棄せよ
 - (3) 被告は原告に対し 4862 万 9824 円並びに、うち 781 万円に対する平成 30 年 2 月 27 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員と、うち 4081 万 9824 円に対する令和 3 年 2 月 25 日から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を支払え
 - (4) 原告のその余の請求をいずれも棄却する
 - (5) 訴訟費用はこれを 5 分し、その 3 を被告、その余を原告の負担とする
 - (6) 1 項及び 3 項に限り仮に執行することができる
5. 今後の見通し
今後の対応につきましては、判決内容を十分に精査し、訴訟代理人とも協議のうえ決定いたします。本訴訟に関して、今後開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以上